

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画は、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

(2) 森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域については、表4及び図面5のとおり定めます。

トピックス

森林経営計画とは

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画の対象森林等

【属地計画】

(1) 林班計画

地域森林計画で定める林班又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上を占める森林

(2) 区域計画

市町村森林整備計画で定める一定区域内において30ヘクタール以上の森林

※いずれも、林班等内又は区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とする必要があります。

【属人計画】

自ら所有している森林の面積が100ヘクタール以上であって、その森林及び森林の経営を受託している森林の全ての森林

2 生活環境の整備に関する事項

U J I ターン者等が地域に定住するために必要な生活環境施設の整備については、右表のとおり該当ありません。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

きのこや山菜等の特用林産物や竹炭等の林産加工品の生産促進を行うなど、地域森林資源を活用した地域活性化を図ります。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

市民が身近に触れ合える森林として整備された施設は、右表及び図面 3 のとおりです。

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

森林の総合利用施設の整備計画

施設の 種類	現状（参考）		将来		対図 番号
	位置	規模	位置	規模	
生活環境 保全林整備	布野町 横谷	森林面積 38ha 遊歩道 3,000m 東屋 1 棟			A
	布野町 下布野	森林面積 4ha 遊歩道 400m 東屋 1 棟			B
八千代滝 周辺整備	布野町 下布野	遊歩道 1,000m 林道 400m, W=3m			C
常清滝 周辺整備	作木町 下作木	キャンプ場 3,000m ² 山村広場 4,250 m ² イベント広場 駐車場 2,300 m ² トイレ 26.4 m ² 遊歩道 670m 展望台 28.35 m ²			D
ハイツカ 湖畔の森	三良坂 町仁賀	林間広場 2,500 m ² 球技施設 1,400 m ² 体験交流センター 1 棟 駐車場 1,500 m ² 林間遊具施設一式			E
いこいの 森弘法山	甲奴町 本郷	1.6ha トイレ 1 棟 山村広場 0.3ha			F
酒屋地区 憩いの森	東酒屋 町	散策道 1,500m 広場 5,000 m ² 駐車場 650 m ² 除間伐 6ha			G

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、住民自治組織や森づくり活動団体との協働により森林・林業体験プログラムを組み込むなど、森づくりへの市民の直接参加を推進します。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

江の川は本市をはじめ下流地域の水源として重要な役割を果たしています。このようなことから、流域自治体の連携のもと、流域住民への森づくりに向けた啓発に取り組みます。

(3) その他

特にありません。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画[※]

区域	作業種	面積等
全域	強度間伐・更新伐による針広混交林化等	経営管理意向調査を順次実施し、市に管理を委託したい旨の回答を踏まえて作成した経営管理集積計画の公告・縦覧を経て、経営管理権が設定された森林について、計画的（場所・時期・施業内容等）に実施する。

※ 市町村森林経営管理事業とは

経営管理意向調査に基づき市町村が経営管理権を取得した森林で、林業経営に適さないために民間事業者にも再委託せず、市町村自らが間伐等の請負事業を民間業者に委託して実施する事業です。

7 国有林と連携した森林整備等に関する事項

地域の森林・林業の再生に向けた取組として、地域の課題等を洗い出し、それらの課題解決に向け、広島北部森林管理署・地元林業事業者と連携して取り組むこととします。

また、国有林と一体となった路網の整備、路網の相互利用や協調施業・販売など民間連携した森林整備等に積極的に取り組みます。

8 その他必要な事項

特にありません。